

慶應義塾大学大学院法務研究科主催シンポジウム

「法の支配ユビキタス世界」 の実現に向けた大学の役割

参加大学

ハノイ法科大学（ベトナム），ホーチミン経済法大学（ベトナム），パニャサストラ大学（カンボジア），ラオス国立大学（ラオス），タマサート大学（タイ），ヤンゴン大学（ミャンマー）



日時

2020年11月21日（土）
11:00～16:40（日本時間）

開催
形式

Zoom（参加費無料・事前申込制）
*お申し込みいただいた方にミーティングアドレスをお知らせします。

慶應義塾大学大学院法務研究科は2016年度から、世界の成長センターとして発展著しいメコン地域諸国（ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー）の6大学と共同で、アジア諸国が直面する法的諸問題について、グローバルな視野から解決方法を提案し、法の支配を進展させ、それによって共通利益を増進するためにリーダーシップを発揮できる法務人材の養成に向け、アジア発グローバル法務人材育成プログラム(Programs for Asian Global Legal Professions: PAGLEP)を実施してきました。

プログラムの節目にあたる2020年度は、これまでの成果を踏まえ、法の支配を持続的に増進し、誰でも、いつでも、どこでも、法の保護を享受できる「法の支配ユビキタス世界」の実現に向けた大学の役割を議論し、そのために持続可能なアジア諸国大学間協力のあり方を模索します。

プログラム(英語)

第1部 個別報告

第2部 全体討論
法の支配ユビキタス世界の実現に向けた大学の役割

お申し込み 慶應グローバル法研究所(KEIGLAD)

<https://wuke.jp/keiglad/entries/add/1>



 **KEIGLAD**
Keio Institute for Global Law and Development